

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3067号から答申第3073号まで)

令和6年5月9日

令和6年5月9日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年2月22日旭高第2492号、旭高第2493号、旭高第2494号及び旭高第2496号による次の各諮問について、別紙のとおり答申します。

「「令和4年11月25日付開示請求書」の3件の個人情報開示決定」ほかの開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、「令和4年12月15日付旭高第1910-1号に関し請求人が請求した開示請求書の閲覧開示を求める」という開示請求書の記載から、別表のとおり本件保有個人情報をそれぞれ特定し、本件各処分を行ったと説明している。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件各処分の取消しを求める。
- (2) 全部開示決定通知書の送付があったが、審査請求人が提出した文書名の記載がなく、何の文書を送り、何に対して全部開示されたかが分からない。表題に審査請求人が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、

寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月広聴第3940号）に基づき「市民の声」事業を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 別表請求番号1について

審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年12月15日付旭高第1910-1号」、「同日付旭高第1910-2号」及び「同日付旭高第1911号」を請求しているものと解される。

イ 別表請求番号2について

審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年11月11日付旭高第1674号-1」及び「第1674号-2」を請求しているものと解される。

ウ 別表請求番号3について

審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「旭区役所高齢障害支援課令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号及び第3043号「広聴案件の処理について」との文書」及び「その開示に関する施行文書」の開示請求をしているものと解される。

エ 別表請求番号4について

審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年10月26日付市民局広聴相談課あてに請求した案件を処理した経緯が判る起案文書」の開示請求をしているものと解される。

(4) 本件各処分の妥当性について

本件は、全部開示決定に対する審査請求であるが、審査請求人の意見等を踏まえ本件保有個人情報特定の明確性及び妥当性について検討する。

ア 別表請求番号1に係る保有個人情報について

実施機関は、保有個人情報に係る上記(3)アの文書名を記載した上で開示決定しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。

イ 別表請求番号2に係る保有個人情報について

実施機関は、保有個人情報に係る上記(3)イの文書名を記載した上で開示決定しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。

ウ 別表請求番号3に係る保有個人情報について

実施機関は、「広聴案件の処理について」と題する各文書名並びに旭区役所高

齡障害支援課令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号及び第3043号の各回答施行文名を記載して開示しているの、特定された保有個人情報に明確であり特定は妥当である。

エ 別表請求番号4に係る保有個人情報について

実施機関は、令和4年10月26日に行った開示請求を処理してなされた一部開示決定の起案文書名を記載して開示決定しているの、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

請求番号	答申番号	保有個人情報	開示請求日	決定内容	審査請求日	審査請求人の本件各処分に対する意見
			決定通知日	適用条項等	諮問日	実施機関の処分理由説明要旨
1	第3067号から第3069号まで	令和4年11月25日付開示請求書	令和4年12月20日	全部開示	令和5年1月19日	(1) 本件各処分の取り消しを求める。 (2) 全部開示決定通知書の送付があったが、審査請求人が提出した文書名の記載がなく、何の文書を送り、何に対して全部開示されたかが分からない。表題に審査請求人が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。
			令和5年1月10日	旧条例第25条第1項	令和5年2月22日	開示請求書の記載から保有個人情報を特定した。
2	第3070号及び第3071号	令和4年10月26日付開示請求書	令和4年12月20日	全部開示	令和5年1月19日	(1) 本件各処分の取り消しを求める。 (2) 全部開示決定通知書の送付があったが、審査請求人が提出した文書名の記載がな

						く、何の文書を送り、何に対して全部開示されたかが分からない。表題に審査請求人が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。
			令和5年1月10日	旧条例第25条第1項	令和5年2月22日	開示請求書の記載から保有個人情報を特定した。
3	第3072号	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度旭高第2977号「広聴案件の処理について」 ・回答施行文（令和元年度旭高第2977号） ・令和元年度旭高第2984号「広聴案件の処理について」 ・回答施行文（令和元年度旭高第2984号） ・令和元年度旭高第2991号「広聴案件の処理について」 ・回答施行文（令和元年度旭高第2991号） ・令和元年度旭高第3043号「広聴案件の処理について」 	令和4年12月20日	全部開示	令和5年1月19日	(1) 本件各処分を取り消しを求める。 (2) 全部開示決定通知書の送付があったが、審査請求人が提出した文書名の記載がなく、何の文書を送り、何に対して全部開示されたかが分からない。表題に審査請求人が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。
			令和5年1月10日	旧条例第25条第1項	令和5年2月22日	個人情報本人開示請求書に記載された4件の市民の意見等に関する起案文書及び回答の施行文（令和元年度旭高第3043号に係る広聴案件を除く）を特定した。
4	第3073号	令和4年度旭高第1674号「令和4年10月26日付開示請求に対する一部開示の決定について」	令和4年12月20日	全部開示	令和5年1月19日	(1) 本件各処分を取り消しを求める。 (2) 全部開示決定通知書の送付があったが、審査請求人が提出した文書名の記載がなく、何の文書を送り、何に対して全部開示されたかが分からない。表題に審査請求人が請求した文書名を掲げた上で全部開示決定を求める。
			令和5年1月10日	旧条例第25条第1項	令和5年2月22日	開示請求書の記載から保有個人情報を特定した。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 2 月 2 2 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 3 月 2 2 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 6 年 3 月 7 日 (第29回第四部会)	・ 審議
令 和 6 年 4 月 4 日 (第30回第四部会)	・ 審議